

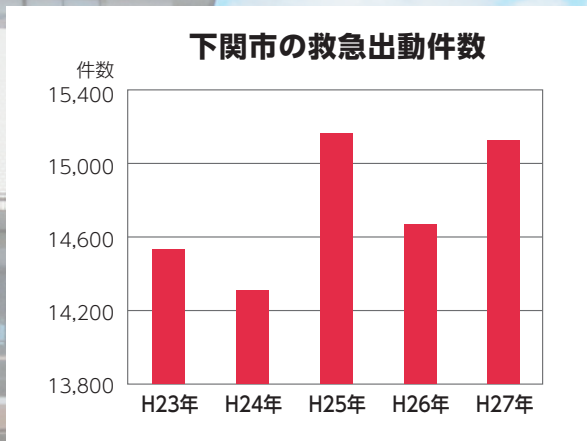
正しく理解していますか？

救急医療利用のルール

～救急医療体制の崩壊！？～

救急医療とは事故や急病による疾病者に対して行う医療です。救急車は事故や急病で医療機関まで行けない人が利用する車です。どちらも、たった今起こったことに対応するために準備をしているサービス体制です。

365日、24時間体制で準備はしていますが、ご自身の時間的な都合で利用するサービスではありません。



「正しい時間」と「正しい医療施設」の受診を心掛け、さらに「救急車の適正利用」を進めなければ近い将来、下関市の救急医療体制が **崩壊** しかねません！

救急出動の増加により、現場への到着時間が遅れています。今のままでは、救急病院が対応しきれず救急医療から撤退し、受け入れてくれる病院が減ってしまう可能性もあります。救急医療の不適切な利用は、本当に必要なときに利用できない状況を生み出すかもしれません！

**本当に必要とする人が使えるよう、
救急医療機関と救急車の適正利用にご協力ください。**

※夜間・休日の受診先は市報の裏表紙で確認してください



こんなときはためらわず救急車(119番)を！

- ◎意識がない ◎呼吸困難 ◎けいれん ◎大量出血 ◎異物を飲み込んだ
- ◎頭や胸の激痛を訴えている ◎強い衝撃を受ける事故
- ◎アナフィラキシーショック(発疹や呼吸困難などのアレルギー症状)

【問い合わせ】
保健医療課
☎231-1711

保健医療課では「救急医療利用のルール」を作成し、市報5月号と同時配付しますので**保存版**として活用してください。

